

# 大阪ミュージアム地域魅力発信事業 仕様書

## 1 事業名

大阪ミュージアム地域魅力発信事業

## 2 事業目的

大阪府では、大阪のまち全体を屋根のない「ミュージアム」に見立て、大阪のまちの魅力を内外に発信する「大阪ミュージアム」の取組みを推進しています。

大阪府内には、歴史的なまちなみ、豊かなみどり・自然、祭り・イベントや食べ物など、魅力的な地域資源がたくさんあります。大阪ミュージアムでは、それら府域にある地域資源のうち、大阪府民（個人・団体・企業）のほか、大阪に愛着を感じ関心をもつ方から推薦いただいたものを「展示品」又は「館内催し」として登録し（以下、両方を併せて「大阪ミュージアム登録物」という。）、ホームページをはじめ、様々な取組みを通じて、発信してきました。

これら大阪ミュージアム登録物を活用して、多くの観光客が訪れる大阪市内だけでなく、地域魅力をさらに強力に発信するとともに、より多くの方々に実際に府内各地を訪れて、既成の大阪のイメージだけでなく魅力を再認識し、体感し、楽しんでいただくため、「大阪ミュージアム地域魅力発信事業」を実施します。

（参考）大阪ミュージアムHP：<http://www.osaka-museum.com/index.html>

## 3 契約期間

契約締結の日から令和4年3月29日（火）まで

## 4 委託上限額

7,876千円（税込）

## 5 委託事業の内容及び提案を求める事項

### （1）府内の地域魅力を紹介するガイドブック「DISCOVER OSAKA」の企画・制作

府内の地域魅力をテーマとストーリーで紹介するガイドブック「DISCOVER OSAKA」の企画・取材・撮影及び制作を行います。

<ガイドブックの仕様>

- ・A4版4色カラー 20ページ以上 マットコート 70kg相当 10,000部
- ・タイトル「テーマでめぐる大阪ガイド DISCOVER OSAKA」
- ・日本語表記のみ
- ・掲載するスポットは、大阪ミュージアム登録物（大阪市内を除く）及び「ぐるり大阪」に掲載されている周遊ルートを含む府内のものとします
- ・大阪ミュージアムの説明及びロゴを入れてください
- ・UDフォントやピクトグラムを使用するなど、ユニバーサルデザインに配慮してください
- ・電子データ（ai及びPDF）をあわせて納品してください

### 【提案事項】

- ・府内の様々な観光スポットへの来訪を促進するコンセプトや内容、デザインについて提案してください。
- ・本事業のターゲット（年齢層など）を設定し、的確に訴求できるデザイン、掲載内容を提案してください。

【提案事項に対する留意点】

| 項目              | 留意内容  |
|-----------------|---|
| ガイドブックの内容に関する提案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の「DISCOVER OSAKA」に掲載されたスポットと重複しても差し支えありません。</li> <li>・ ガイドブックは3年間配布することを想定した内容としてください。</li> <li>・ ガイドブック制作において必要な取材撮影及び原稿作成を行ってください。</li> <li>・ 広告や協賛金を得て、ページ数を増やし内容を充実させる提案も可能です。</li> <li>・ 広告等を掲載する場合、大阪府が推奨しているとみなされないよう留意してください。</li> </ul> |

(2) ガイドブック掲載情報を閲覧できるウェブページデザインの制作

(1) で制作したガイドブックに掲載された情報について、大阪ミュージアムホームページにある府内周遊ルートを紹介する「ぐるり大阪」の内容を充実させるため、スマートフォン・タブレットなど、各種の端末に対応する構成・デザインのウェブページを制作してください。(令和3年10月末にホームページ更新予定)

ぐるり大阪ホームページURL

令和3年3月31日まで <https://gururi-osaka.jp/>

令和3年4月1日以降 <https://www.osaka-museum.com/gururi-osaka/>

【提案事項】

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ぐるり大阪」ホームページのデザインと調和し、使いやすいウェブページデザインについて提案してください</li> <li>・ スマートフォンやタブレット端末のウェブページをみながら来訪しやすいデザインや機能について提案してください</li> </ul> |
|--|

【提案事項に対する留意点】

| 項目                  | 留意内容  |
|---------------------|---|
| ウェブページデザインの制作に関する提案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドブックに掲載した観光スポットの情報は漏れなくウェブページに掲載してください。</li> <li>・ ページ制作において必要な取材撮影及び原稿作成を行ってください。</li> <li>・ ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮し、誰もが見やすく、わかりやすい表現でページを制作してください。</li> <li>・ 大阪府が制作したサイトであることを明確にしてください。</li> <li>・ スマートフォン等の位置情報やVR・AR機能を活用した企画を提案することも可能です。ただし、事業終了後に負担が生じる提案を行う場合はその内容を記載してください。なお、当該年度以降に生じる経費について大阪府で予算措置を確約するものではありません。</li> <li>・ 広告や協賛金を得て、ウェブページの内容を充実させる提案も可能です。</li> <li>・ 広告等を掲載する場合、大阪府が推奨しているとみなされないよう留意してください。</li> </ul> |

(3) 戦略的な広報及び効果検証手法の企画・実施

ガイドブック完成以降に、府内の集客施設等において、府内への来訪を促進するPRイベントを実施してください。

また、秋の行楽シーズンにあわせて、SNS等を活用し、掲載スポットや周遊ルートへの訪問を促進するキャンペーンを実施してください。

ウェブページの閲覧情報やSNS等の投稿・閲覧情報を分析し、今後のさらなる誘客・周遊施策の参考とするため、観光スポットへの来訪動向について検証、報告してください。

#### 【提案事項】

- ・府内の観光スポットへの誘客につながる効果的なPRイベントについて提案してください
- ・(1)で設定したターゲットの集客につながる魅力的なキャンペーンの手法、内容等について提案してください
- ・ウェブページ閲覧やSNS投稿の目標設定、検証手法及びその活用について提案してください

#### 【提案事項に対する留意点】

| 項目                         | 留意内容  |
|----------------------------|---|
| 戦略的な広報及び効果検証手法の企画・実施に関する提案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PRイベントについては、既存のイベント等と連携して実施することも可能です。</li> <li>・PRイベントの開催については府のガイドラインを遵守し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に配慮してください。</li> <li>・キャンペーンについては、たとえばインスタグラムを活用したフォトコンテストやプレゼント企画など、SNSによる情報の拡散やフォロワーによる観光スポットへの来訪につながるような企画としてください。</li> <li>・なお、イベントやキャンペーンの周知について、府政記者クラブへの報道資料提供や府SNS、大阪ミュージアムホームページにおいても発信する予定です。</li> </ul> |

上記(1)～(3)の業務を遂行するための実施体制及びスケジュール表を提出してください。

#### (4) (1)～(3)の全般にかかる留意点

上記(1)～(3)の成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)は、大阪府に帰属し、本事業終了後も大阪府が自由に無償利用できることとします。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとします。

成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用してください。

成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければなりません。

ガイドブックにおいて広告を掲載する場合、大阪府広告事業要綱及び大阪府広告事業掲載基準に基づき行ってください。<http://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/koukoku/yoko.html>

### 6 委託事業の一般原則

(1) イベントやキャンペーンを実施する際は、応募者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施上知り得た個人情報を紛失し、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとします。

また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとします。

(2) 事業の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとします。

(3) 本事業の実施で得られた成果、情報(個人情報を含む)等については大阪府に帰属します。

(4) 再委託は原則禁止とし、やむを得ず再委託が必要な場合は事前に大阪府と協議のうえ決定することとします。

## 7 委託事業の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後10年間保存しなければなりません。

## 8 委託事業の実施状況の報告

- (1) 受託者は契約締結後、随時、委託事業の実施状況を書面により大阪府に報告してください。
- (2) 大阪府は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力してください。

## 9 事業完了後、大阪府へ提出するもの

受託者は、事業終了後、事業完了報告書及び成果物等の電子データを大阪府に速やかに提出してください。

(詳細は大阪府と協議する)

## 10 その他

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告するとともに、事業計画書(事業スケジュール)を提出してください。
- (2) 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従ってください。
- (3) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行してください。